

医政号外  
平成29年11月28日

法務学事課総括課長  
健康国保課総括課長  
保健体育課総括課長 } 様

医療政策室長

平成29年度インフルエンザQ&Aの一部変更について

平成29年11月22日付け医政第1005号にて「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」の通知をいたしましたが、今般、厚生労働省健康局結核感染症課より別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。



【医療政策室感染症担当 千田 内 5466】



事務連絡  
平成29年11月27日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

平成29年度インフルエンザ Q&A の一部変更について

日頃より厚生労働行政に御協力いただきまして誠にありがとうございます。  
さて、「今冬のインフルエンザ総合対策」について平成29年11月15日付け事務連絡により、お知らせしているところではありますが、今般、抗インフルエンザウイルス薬投与後の異常行動に関して、「平成29年度インフルエンザ Q&A」を修正し、別添（写）のとおり都道府県・保健所設置市・特別区の衛生主管部（局）長宛てに発出いたしましたので参考に送付いたします。

また、貴課におかれましても関係機関等に周知していただく等御協力の程よろしくお願いいたします。

厚生労働省ホームページも本日付で修正しております。

<インフルエンザ対策ホームページ>

インフルエンザ Q&A について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou01/qa.html>

＜本件に関する問い合わせ先＞

厚生労働省健康局結核感染症課  
特定感染症係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

代表 03-5253-1111 (内線:2386)

直通 03-3595-3426

FAX 03-3506-7325





薬生安発 1127 第8号  
平成 29 年 11 月 27 日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

### 抗インフルエンザウイルス薬の使用上の注意に関する注意喚起の徹底について

抗インフルエンザウイルス薬投与後の異常行動の発現につきましては、本年 11 月 9 日に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において、新たに得られた情報も踏まえ評価され、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の処方の有無、種類にかかわらず、異常行動についての注意喚起を徹底することが適当とされました。

また、異常行動に関連すると考えられる転落死も引き続き報告されており、注意喚起において具体的な説明を行うことの必要性も指摘されたことから、次に掲げる例を参考に、貴管内医療機関等に対して、インフルエンザ罹患時の対応についての注意喚起に御協力いただきますよう、お願いします。

#### (具体的な注意喚起の例)

抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無によらず、インフルエンザと診断され治療が開始された後、少なくとも 2 日間は、保護者等は小児・未成年者が一人にならないよう配慮することを原則とする旨の説明に加え、次の注意喚起の例が考えられます。

##### (1) 高層階の住居においては、例えば、

- ・玄関及び全ての窓の施錠を確実に行うこと（内鍵、補助錠がある場合はその活用を含む。）、
  - ・ベランダに面していない部屋で療養を行わせること、
  - ・窓に格子のある部屋がある場合はその部屋で療養を行わせること、
- 等、小児・未成年者が容易に住居外に飛び出ない保護対策を講じることを医療関係者から患者及び保護者に説明すること

(2) 一戸建てに住んでいる場合は、例えば、(1)の内容のほか、出来る限り1階で療養を行わせること

なお、厚生労働省ホームページの「平成29年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」の「平成29年度 インフルエンザQ&A」で異常行動について別紙のとおり改訂するとともに、関係製造販売業者あて、上記の具体例を含む注意喚起を徹底するよう指示しましたのでお知らせします。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

(平成29年度 今冬のインフルエンザ総合対策について)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

(平成29年度 インフルエンザQ&A)

(別紙)

厚生労働省の「平成29年度 インフルエンザQ&A」より抜粋

Q.10：インフルエンザにかかったらどうすればよいのですか？

- (1) 具合が悪ければ早めに医療機関を受診しましょう。
- (2) 安静にして、休養をとりましょう。特に、睡眠を十分にとることが大切です。
- (3) 水分を十分に補給しましょう。お茶でもスープでも飲みたいもので結構です。
- (4) 咳やくしゃみ等の症状のある時は、周りの方へうつさないように、不織布製マスクを着用しましょう。
- (5) 人混みや繁華街への外出を控え、無理をして学校や職場等に行かないようしましょう。

また、小児、未成年者では、インフルエンザの罹患により、急に走り出す、部屋から飛び出そうとする、ウロウロと歩き回る等の異常行動を起こすことがあります。自宅で療養する場合、インフルエンザと診断され治療が開始された後、少なくとも2日間は、小児・未成年者が一人にならないなどの配慮が必要です（Q15を参照）。

Q.14：抗インフルエンザウイルス薬の服用後に、転落死を含む異常行動が報告されていると聞きましたが、薬が原因なのでしょうか？

抗インフルエンザウイルス薬の服用後に異常行動（例：急に走り出す、部屋から飛び出そうとする、ウロウロするなど）が報告されています。また、これらの異常行動の結果、極めてまれですが、転落等による死亡事例も報告されています。

※2009年4月から8件（2017年8月末現在）

抗インフルエンザウイルス薬の服用が異常行動の原因となっているかは不明ですが、これまでの調査結果などからは、

- ・ インフルエンザにかかった時には、医薬品を服用していない場合でも、同様の異常行動が現れること、
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の種類に関係なく、異常行動が現れること、が報告されています。

以上のことから、インフルエンザにかかった際は、抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無にかかわらず、異常行動に対して注意が必要です（具体的な注意はQ15を参照）。

Q.15：異常行動による転落等の事故を予防するため、どのようなことに注意が必要でしょうか？

インフルエンザにかかった際は、抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無にかかわらず、異常行動が報告されています（Q14を参照）。

小児・未成年者がインフルエンザにかかり、自宅で療養する場合は、抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無によらず、インフルエンザと診断され治療が開始された後、少なくとも2日間は、保護者等は小児・未成年者を一人にしないことを原則として下さい。

また、これに加え、異常行動が発生した場合でも、小児・未成年者が容易に住居外に飛び出ないための対策として、例えば、以下のような対策が考えられます。

（1）高層階の住居の場合

- ・玄関や全ての部屋の窓の施錠を確實に行う（内鍵、補助錠がある場合はその活用を含む。）
- ・ベランダに面していない部屋で寝かせる
- ・窓に格子のある部屋で寝かせる（窓に格子がある部屋がある場合）

（2）一戸建ての場合

- ・（1）に加え、できる限り1階で寝かせる

＜異常行動の例＞

- ・突然立ち上がって部屋から出ようとする
- ・興奮状態となり、手を広げて部屋を駆け回り、意味のわからないことを言う
- ・興奮して窓を開けてベランダに出ようとする
- ・自宅から出て外を歩いていて、話しかけても反応しない
- ・人に襲われる感覚を覚え、外に飛び出す
- ・変なことを言い出し、泣きながら部屋の中を動き回る
- ・突然笑い出し、階段を駆け上がるようとする